

「学校給食費の減額に関する取り扱い変更」のお知らせ

～「学校給食(変更・停止・再開)届」の提出期限が平日5日前までとなります。(令和7年1月1日から)～

「学校給食(変更・停止・再開)届」の提出期限の変更点

- 1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合などの「学校給食(変更・停止・再開)届」の提出期限を下記のとおり変更します。

・変更前:平日4日前

・変更後:平日5日前(令和7年1月1日から)

【変更理由】

令和5年度学校給食費公会計化実施における食材発注業務の見直しに伴う経過措置の終了。

(これまで、平日4日前の給食停止届出分は、食材発注の停止ができない状態でした。)

(例)	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
届出の5日後から停止		届出			①	②	③	④	⑤					
									停止			停止	停止	停止

【学校給食の停止(再開)の届出に必要な事例】

- A. 1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合(けが、病気、転出 など)

- B. 疾患等で給食の全部または一部を停止する場合

疾患(乳糖不耐症含む)等で、年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する時は、「学校給食停止(再開)届」を学校に提出してください。

※ 疾患に関しては、医師の診断書(意見書)の提出が必要です。

※ 食物アレルギーについては、アレルギー対応に関する申請手続きに基づき給食の停止(再開)が決定されます。

- C. その他特別な理由(宗教上等の理由 など)

宗教上等の理由(特別な理由)により年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する必要がある場合は、学校にご相談ください。

【届出に当たっての補足事項】

給食を停止しようとする日の平日5日前までに、「学校給食(変更・停止・再開)届」を学校に提出してください。

※ 給食停止の届け出がない場合は、減額の対象になりません。(届け出が必要となった場合、すみやかに学校に連絡)

※ 停止していた給食を再開する時も、給食を再開したい日の平日5日前までに「学校給食(変更・停止・再開)届」を学校にご提出ください。(停止届に終了日を記入している場合は除く。)

※ 「学校給食(変更・停止・再開)届」は、お申し出のある方に学校で配布させていただきます。

※ 学校給食費に関する各種届出様式もホームページに掲載しています

ホームページはこちらから➡



【その他のお知らせ】

- 臨時休校(学級閉鎖など)の場合は初日から減額対応に変更しました。(令和6年4月から)

昨年度までは、臨時休校(学級閉鎖など)の判断をした日の二日後から学校給食費の減額対象となっていましたが、令和5年度からの学校給食費公会計化(市の予算化)により、食材発注に係る予算が安定したため、令和6年4月から臨時休校(学級閉鎖など)の場合は保護者負担が生じないよう取り扱いを変更しました。(この場合、従前とおり保護者からの届出は不要です。)